

## 提出意見及び県の考え方

- 1 意見募集期間 平成27年1月6日～平成27年2月5日
- 2 意見の件数 1名 9件
- 3 意見の内容と県の考え方

項 目	意 見 の 内 容	意見に対する県の考え方
パブリック・コメントの実施について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もう少し詳細を明示していただきたい。</li> <li>・意見募集に際して詳細を明記すべきではないか。</li> </ul>	御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。
滞納債権について	「50億円を超える滞納債権」の種類と現在の債権金額を明示して欲しい。	滞納債権は、約40種類の債権の合計になります。主な債権の名称、金額については、お求めに応じて提示しています。
債権管理手続について	「督促後相当の期間経過後も履行がない場合の担保権行使・訴訟手続等」とあるが、「相当の期間」とはどのくらいの期間か。	概ね1年間を想定しています。
債権管理手続について	「債務者の破産手続、担保の滅失など回収困難なおそれのある場合の履行期限の繰上げ」とあるが、「おそれのある場合」の判断基準は何か。	履行期限の繰上げの要件は、山口県会計規則（昭和39年4月1日山口県規則第54号）第213条及び第214条に規定されている①担保を滅失、損傷、減少させたとき、②担保を提供する義務を履行しないとき、③強制執行を受けたとき、④租税その他の公課について滞納処分を受けたとき、⑤競売の開始があったとき、⑥破産手続開始の決定を受けたとき、⑦企業担保権の実行手続の開始があったとき、⑧法人が解散したとき、⑨相続人が限定承認したとき、⑩債務者の総財産について清算が開始されたときになります。
債権管理手続について	「債務者の破産手続」「担保の滅失」が実際に起きた時点では履行期限繰上げは出来ない	民法第137条の規定により、債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又は、担保を滅失、損

	のではないか。	傷、減少させたときは、債務者は、期限の利益を喪失しますので、債権者が期限の到来を主張することができる（履行期限の繰上げができる）ものと考えます。
債権管理手続について	<p>徴収の停止、履行延期、分割納付の区別・判断基準が解り難い。</p> <p>①「所在不明」の場合、徴収停止をして、所在確認は実施しないのか。</p> <p>②「事業休止」については、徴収停止ではなく履行延期、分割納付、一部納付が適当ではないか。</p>	<p>条例第4条から第9条までの規定については、本条例の独自規定ではなく、地方自治法及び同施行令の規定に則したものであり、解釈、適用要件等については、当該施行令等と同様のものとなりますので、詳細な解説は省かせていただきます。</p> <p>①について、徴収停止をした後も、定期的に債務者の状況確認を行います。債務者の所在が確認できた場合や資産状況が好転していた場合は、徴収停止の措置を撤回することになります。</p> <p>②について、事業休止とは一時的な休止ではなく、将来その事業を再開する見込みが全くない場合になりますので、徴収停止の措置が適当と考えます。</p>
条例立案について	<p>かなり専門性の高い案件と思われるが、県民からの意見募集の他に、当該者・専門家への積極的な聴き取りを実施した上での条例の作成・施行をお願いする。</p>	<p>他県の先進事例等を研究するとともに、実務担当者、弁護士等の意見を聴きながら、立案作業を進めてまいりました。</p>
パブリック・コメントの実施について	<p>意見募集期間について、期間内に年初も含み、また他のパブリック・コメント実施案件も多数ある中、通常と同じ1ヶ月間というのは、日程的に困難である。1, 2週間の期間延長又は意見募集追加実施を求める。</p> <p>それが困難であるならば、今後意見公募の期間については内容（資料量等）・時期・同時</p>	<p>申し訳ございませんが、意見募集期間の延長等は考えておりません。</p> <p>御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>

	期実施案件数等を考慮いただきたい。	
パブリック・コメントの実施について	県のホームページを参照しない、又は出来ない県民も多数いると思うが、パブリック・コメントの広報は、ホームページ以外でどの程度実施したのか。	新聞広告を1回、テレビスポットを3回行っています。また、パブリック・コメントの実施について、報道発表したことで、新聞等複数のメディアに取り上げていただきました。